

## 第5章 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者が地域においてできるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるようになるための、身近な地域できめ細かな支援を行う重要な事業です。

### 【現状と課題】

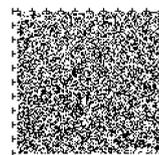
- ・ 地域生活支援事業には、障害者本人や家族等からの地域生活に関する相談に応じる支援や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター\*等への専門職員の設置、障害福祉サービス事業では提供が困難な利用者の状態に応じた移動支援、又は日中活動の場となる地域活動支援センター\*の運営などがあります。

地域生活支援事業を利用するにあたっては、障害福祉サービス事業との組み合わせを図るなどして事業内容を決定し、地域や利用者の実情・ニーズに柔軟に対応した支援策を組み立てることが重要です。

- ・ 地域生活支援事業は、主に市町村を中心に実施することとなります。県においては、市町村では対応が困難な専門性の高い相談支援や、市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業などを実施し、市町村の地域生活支援事業と併せて、きめ細かな相談と地域生活支援の体制を構築する必要があります。

### 【方策】

- ・ 県は、市町村では対応が困難な発達障害\*や高次脳機能障害\*など専門性の高い障害についての相談支援など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業、サービス提供者・指導者などの人材育成に関する事業及び市町村支援のための次の事業を実施します。



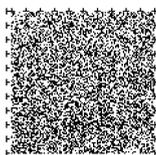
## (1) 県が実施する地域生活支援事業

### I 専門性の高い相談支援事業

①発達障害者支援センター* 運営事業	発達障害*者やその保護者の相談に応じるほか、教育・福祉・就労などの関係機関との連携強化や地域の支援機関等への専門的助言・指導を行うとともに、障害についての普及啓発や研修を実施し、地域における支援体制の充実を推進します。
②障害者就業・生活支援センター*事業	就業や就業に伴う日常生活、社会生活の支援を行う障害者就業・生活支援センター*を設置し、障害者の継続的な就業生活を支援します。
③高次脳機能障害*支援普及事業	脳外傷や脳卒中などにより高次脳機能障害*を生じた人やその家族に対し、専門的な支援を行うため、保健・医療・福祉・労働の各分野の連携を図りながら、社会復帰への支援を行うとともに、高次脳機能障害*に対する理解の普及啓発に努めます。
④障害児等療育支援事業* (地域療育等支援事業)	在宅の障害児(者)の地域における生活を支援するため、家庭での適切な療育に関する指導や専門的な療育相談、障害児の通う保育所等の職員の療育技術の指導等を行います。

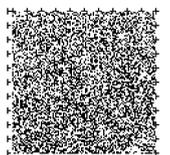
### II 広域的な支援事業

①県自立支援協議会*	相談支援事業者の確保や事業者の資質向上を図るための研修等に関して協議を行うとともに、関係機関に対して虐待防止や成年後見制度*の普及等を促進し、障害者の自立を支援する相談体制の整備充実を図ります。 また、発達障害者支援センター*や障害者就業・生活支援センター*等の広域的・専門的な相談支援機関と地域の相談支援事業者との連携協力体制づくりを進めます。
②精神障害者地域生活支援 広域調整等事業	精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整及びアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)の実施を推進します。
③発達障害者*支援地域協議会	発達障害*者に対する支援体制整備のため、自治体内の支援のニーズや支援体制の現状、課題等を協議するとともに、発達障害者支援センター*の拡充等の検討、家族支援やアセスメントツールの普及を計画し、関係機関が広域的に連携できる支援体制の充実を努めます。



### Ⅲ 人材育成事業

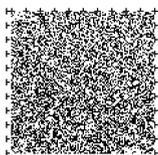
①相談支援従事者研修事業	地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び日常の相談支援業務の検証を行い、相談支援に従事する者の資質向上を目的とした研修を実施します。
②障害支援区分*認定調査員等研修事業	障害支援区分*の認定や障害福祉サービスの支給決定が公平・公正に行われるよう、障害支援区分*認定調査員や市町村審査会委員、意見書を記載する主治医、市町村職員等を対象とした研修を実施し、資質向上を図るとともに、市町村間の格差解消に努めます。
③サービス管理責任者研修事業	障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者を養成します。
④手話通訳者*・要約筆記者*養成研修事業	聴覚障害者のコミュニケーション支援を図るための手話通訳者*・要約筆記者*を養成します。
⑤盲ろう者*向け通訳・介助員養成研修事業	視覚と聴覚の障害を併せ持つ人のコミュニケーションを支援するための通訳・介助員を養成します。
⑥失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者のコミュニケーション支援を図るための意思疎通支援者を養成します。
⑦身体障害者・知的障害者相談員*活動強化事業	相談員の資質向上のための研修会を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るとともに、相談員制度の周知や民生委員等関係機関との連携を図り、障害者の地域移行を支援します。
⑧音声機能障害者発声訓練指導者養成研修事業	咽頭を疾病等により摘出した人が発声をするための訓練を行う指導者を養成します。



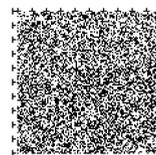
⑨居宅介護従事者等養成研修事業	障害福祉サービスである重度訪問介護等のサービス提供者を養成します。
⑩かかりつけ医等発達障害*対応力向上研修事業	どの地域でも一定水準の発達障害*の診療・対応が可能となるよう、地域のかかりつけ医等の対応力を高めるとともに、専門医等がいる医療機関との連携の確保等を図ります。

#### IV その他県が実施する地域生活支援事業

①生活訓練等事業	
ア オストメイト*社会適応訓練事業	ストーマ*用装具の装着者に対して、装具の使用方法等について正しい知識を提供するとともに、社会生活に必要な基本的事項について相談に応じるにより、社会復帰の促進を図ります。
イ 音声機能障害者発声訓練事業	咽頭を疾病等により摘出し、音声機能を失った障害者が発声するための訓練を行います。
②情報支援等事業	
ア 字幕入り映像ライブラリー事業	聴覚障害者が一般テレビ放送等を見ることができるよう、一般テレビ放送等に字幕や手話を入れ、字幕入りビデオを作成し貸し出しを行うなど、県立聴覚障害者福祉センター*の機能を強化します。
イ 手話通訳者*・要約筆記者*派遣事業	聴覚障害者のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者*・要約筆記者*を派遣します。
ウ 盲ろう者*向け通訳・介助員派遣事業	視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人のコミュニケーションを支援するため、通訳・介助員を派遣します。
エ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者のコミュニケーションを支援するため、意思疎通支援者を派遣します。
オ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	市町村又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

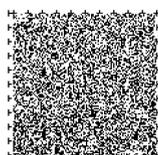


カ	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障害者に対して、点訳・音訳の方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者関係事業、生活情報等、社会生活上必要な情報の提供を行います。
キ	点字による即時情報ネットワーク事業	視覚障害者に対し、新聞等による最新の情報について、インターネット等を用いて点字又は音声により迅速に提供することによって、社会参加の促進を図ります。
③障害者IT活用支援事業		
ア	障害者ITサポートセンター*運営事業	障害者ITサポートセンター*において、ITに関する利用相談等を実施します。
イ	パソコンボランティア派遣事業	パソコンボランティアを派遣し、障害者のパソコン利用のサポートを行います。
④社会参加促進事業		
ア	社会参加推進センター運営事業	障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、障害者福祉の集いや各種研修会等の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進します。
イ	身体障害者補助犬*育成事業	視覚・肢体・聴覚障害者で、希望する人に補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付し、行動範囲を拡大することによって、自立と積極的な社会参加の促進を図ります。
ウ	点訳奉仕員*養成研修事業	点訳奉仕員*の養成研修を実施し、点訳奉仕員*を養成します。
エ	朗読奉仕員*養成研修事業	朗読奉仕員*の養成研修を実施し、朗読奉仕員*を養成します。
オ	レクリエーション活動等支援	地域におけるパラスポーツ、レクリエーションの指導者育成と振興を図り、障害者の自立と社会参加の促進に寄与していきます。

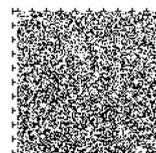


## V 地域生活支援促進事業

①かかりつけ医等発達障害* 対応力向上研修事業	発達障害* 児が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、発達障害* に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施します。		
②障害者虐待防止対策支援事業	茨城県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待防止・権利擁護の普及啓発や関係機関等との連携強化を図るとともに、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。		
③障害者就業・生活支援センター* 事業	就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、障害者就業・生活支援センター* において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。		
④工賃向上計画支援事業	「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援します。		
⑤強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進める研修を行います。		
⑥高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業	医療、福祉、就労支援、家族会の有識者で地域支援ネットワーク協議会を構成し、適正かつ円滑な支援を推進します。		
<p>⑦「心のバリアフリー」推進事業</p> <table border="1" data-bbox="204 1626 1442 1843"> <tr> <td data-bbox="204 1626 523 1843">ア 障害者差別解消推進事業</td> <td data-bbox="529 1626 1442 1843">①専門の相談員を配置し、障害者、家族、福祉施設職員及び関係者等からの電話や来所による相談に応じるとともに、必要な助言、情報提供、問題解決に向け関係機関との連絡調整等を行います。②当事者団体や市町村関係者が参加する研修会を設置し、差別解消施策への取組を推進します。③市町村や関係団体及び各種研修会での説明や、パンフレット等の作成や、新聞広告、県広報誌を活用し周知啓発を図ります。</td> </tr> </table>		ア 障害者差別解消推進事業	①専門の相談員を配置し、障害者、家族、福祉施設職員及び関係者等からの電話や来所による相談に応じるとともに、必要な助言、情報提供、問題解決に向け関係機関との連絡調整等を行います。②当事者団体や市町村関係者が参加する研修会を設置し、差別解消施策への取組を推進します。③市町村や関係団体及び各種研修会での説明や、パンフレット等の作成や、新聞広告、県広報誌を活用し周知啓発を図ります。
ア 障害者差別解消推進事業	①専門の相談員を配置し、障害者、家族、福祉施設職員及び関係者等からの電話や来所による相談に応じるとともに、必要な助言、情報提供、問題解決に向け関係機関との連絡調整等を行います。②当事者団体や市町村関係者が参加する研修会を設置し、差別解消施策への取組を推進します。③市町村や関係団体及び各種研修会での説明や、パンフレット等の作成や、新聞広告、県広報誌を活用し周知啓発を図ります。		

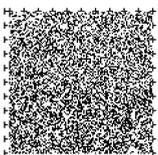


	イ 心の輪を広げる体験 作文事業	障害の有無に関わらず、県民誰もが人格と個性を尊重しあう共生社会を目指し、障害者に対する県民の理解促進を図るため、作文・ポスターを児童生徒及び一般から広く募集し、優秀作品については、表彰を行います。
⑧精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築推進事業		県自立支援協議会地域移行支援部会及び障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。 また、研修会を開催し、支援に従事する者の資質向上を図ります。
⑨特別促進事業		
	ア 障害者福祉バス運営 事業	心身障害者のために、車いすで利用できるリフト付きバスを提供し、各種行事・研修会・スポーツ活動等への便宜を図ることにより、障害者の社会参加を促進します。
	イ 知的障害者ボランティア 活動促進事業	在宅の知的障害者を対象に、地域における自立と社会参加の促進を目的とし、知的障害者のボランティア活動機会を用意するとともに、その活動に必要な支援を行います。
	ウ 身体障害者結婚相談 支援事業	身体障害者の結婚に関する各種相談に応じ、身体障害者の福祉の増進を図ります。
	エ 盲人生活訓練事業	視覚障害者を対象に、日常生活上必要とされる諸能力の訓練指導、社会生活に必要な知識の習得・体験交流、教養を高めるための各種事業を実施し、生活の質の向上を図ります。



## (2) 市町村が実施する地域生活支援事業

1	理解促進研修・啓発事業	市町村が地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。	
2	自発的活動支援事業	交流会や社会復帰活動等、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。	
3	相談支援事業	(1) 障害者相談支援事業	市町村自立支援協議会を中核とした相談支援体制を整備し、障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行います。
		(2) 基幹相談支援センター* 等機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
		(3) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたり支援が必要な障害者に、物件斡旋依頼や入居手続支援、夜間緊急時の支援等を行います。
4	成年後見制度* 利用支援事業	障害者の権利擁護を図るため、申し立てに要する経費及び後見人の報酬等、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。	
5	成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人の活用を含めた法人後見の体制の整備や活動の支援を行います。	
6	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者* や要約筆記者* 等の派遣などを行います。	
7	日常生活用具* 給付等事業	自立生活を支援するための用具等の給付又は貸与を行います。	
8	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。	
9	移動支援事業	社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の介助等を行います。	



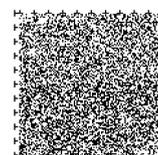
10 地域活動支援センター* 機能強化事業	障害者の創作的活動や生産活動の機会の提供等を行う地域活動支援センター*を運営するとともに、必要に応じ専門職員の配置や機能訓練、援護事業等を実施することにより、センター機能の強化を図ります。
11 任意事業	市町村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：訪問入浴サービス 生活訓練等 日中一時支援 レクリエーション活動等支援 等

### (3) 市町村が実施する地域生活支援事業への県の支援

市町村の行う地域生活支援事業は、住民に最も身近な市町村が中心となり、障害者や家族等からの相談に応じる支援や、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター\*等への専門職員の設置、障害福祉サービス事業では提供が困難な利用者の状態に応じた移動支援、日中活動の場となる地域活動支援センター\*の運営などの事業について、地域や利用者の実情に応じた柔軟な事業形態で実施する必要があります。

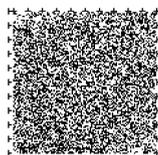
県としましては、市町村における事業実施状況等に関する情報提供や実施に係る経費の補助を行い、市町村での各種事業の実施に向けた取組を促進・支援することで、サービスの後退や格差が生じないよう努めてまいります。

また、県の行う専門的、広域的な地域生活支援事業と併せて、障害者の地域生活移行を促進するため、基幹相談支援センター\*を始めとした相談支援と地域生活支援の体制を整備してまいります。



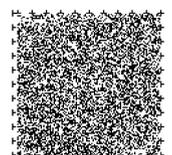
〈参考〉県が実施する地域生活支援事業の見込み量（令和6～8年）

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	実施見込み か所数	実利用 見込み者数	実施見込み か所数	実利用 見込み者数
(1) 専門性の高い相談支援事業						
① 発達障害者支援センター運営事業	2	1,200	2	1,200	2	1,200
② 高次脳機能障害及びその関連障害 に対する支援普及事業	6	1,391	6	1,488	6	1,592
③ 障害児等療育支援事業	1	/	1	/	1	/
④ 障害者就業・生活支援センター事業	9	5,872	9	6,061	9	6,257
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数） を記載	/	25	/	25	/	25
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数） を記載	/	7	/	10	/	12
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数） を記載	/	20	/	20	/	20
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	/	55	/	55	/	55
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	/	120	/	120	/	120
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	/	50	/	60	/	70
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の 連絡調整事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(5) 広域的な支援事業						
① 都道府県相談支援体制整備事業 ※相談支援に関する実アドバイザー見込み者数を記載	7	/	7	/	7	/
② 精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
地域移行・地域生活支援事業 ※「実利用見込み箇所数」欄に、アウトリーチチーム設置 見込み数を、「実利用見込み者数」欄に、ピアサポート 従事者見込み者数を記載	0	20	0	20	0	20
③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数を記載	1	/	1	/	1	/
※法第77条第2項により市町村に代わって実施する事業が ある場合にはその事業を記載	/	/	/	/	/	/
(上記の他実施する事業)	/	/	/	/	/	/



〈参考〉県が実施する地域生活支援事業の実績（令和3～5年）

事業名	R 3年度		R 4年度		R 5年度 (見込み)		摘要
	実施 か所数	利用者数	実施 か所数	利用者数	実施 か所数	利用者数	
(I) 専門性の高い相談支援事業							
① 発達障害者支援センター運営事業	2	1,091	2	1,114	2	1,200	相談支援件数
② 障害者就業・生活支援センター事業	9	41,874	9	41,092	9	39,952	
③ 高次脳機能障害支援普及事業	4	1,402	4	1,402	4	1,300	
④ 障害児等療育支援事業 (地域療育等支援事業)	1	372	1	465	1	719	
(II) 広域的な支援事業							
① 県相談支援体制整備事業	—	/	25	/	60	/	アドバイザー事業
② 県自立支援協議会	有	/	有	/	有	/	設置有無
③ 精神障害者地域支援広域調整等事業	—	/	—	/	—	/	保健所地域移行支援連絡協議会
④ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	1	/	1	/	1	/	
(III) 人材育成							
① 相談支援従事者研修事業（初任者研修）	/	120	/	96	/	151	研修修了者数
② 障害支援区分認定調査員等研修事業	/	77	/	88	/	95	
③ サービス管理責任者等研修事業（基礎研修）	/	460	/	378	/	404	
④ 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	/	20	/	25	/	25	
⑤ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	/	5	/	5	/	5	
⑥ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	/	18	/	0	/	10	
⑦ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	/	442	/	293	/	300	
⑧ 音声機能障害者発声訓練指導者養成研修事業	/	0	/	0	/	5	
(IV) その他県が実施する地域生活支援事業							
① 生活訓練等事業							
ア オストメイト社会適応訓練事業	/	48	/	213	/	250	講習受講者数
イ 音声機能障害者発声訓練事業	/	251	/	283	/	300	訓練受講者数
② 情報支援等事業							
ア 字幕入り映像ライブラリー事業	/	6	/	6	/	6	製作本数
イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	42	/	48	/	50	派遣件数
ウ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	/	119	/	116	/	120	派遣件数



事業名	R 3年度		R 4年度		R 5年度 (見込み)		摘要
	実施 か所数	利用者数	実施 か所数	利用者数	実施 か所数	利用者数	
エ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	/	17	/	16	/	20	派遣件数
オ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	/	/	/	/	/	0	派遣件数
カ 点字・声の広報等発行事業	/	103	/	103	/	103	発行件数
キ 点字による即時情報ネットワーク事業	/	240	/	241	/	239	情報提供件数
③ 障害者IT活用支援事業							
ア 障害者ITサポートセンター運営事業	1	160	1	161	1	162	相談支援件数
イ パソコンボランティア派遣事業	/	38	/	50	/	62	派遣件数
④ 社会参加促進事業							
ア 社会参加推進センター運営事業	3	/	3	/	4	/	協議会、集い等開催数
イ 身体障害者補助犬育成事業	/	3	/	3	/	2	補助犬育成頭数
ウ 点訳奉仕員養成研修事業	/	11	/	21	/	15	研修修了者数
エ 朗読奉仕員養成研修事業	/	12	/	12	/	12	研修修了者数
オ レクリエーション活動等支援	/	0	/	17	/	31	研修修了者数
(V) 地域生活支援促進事業							
① かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	1	59	1	59	1	60	研修修了者数
② 障害者虐待防止対策支援事業	2	510	2	593	2	643	研修開催数・受講事業所等数
③ 障害者就業・生活支援センター事業	9	5,457	9	5,510	9	5,688	登録者数
④ 工賃向上計画支援事業	/	16	/	17	/	50	全体研修出席者
⑤ 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	/	126	/	277	/	400	研修修了者数
⑥ 「心のバリアフリー」推進事業							
ア 障害者差別解消推進事業	/	107	/	93	/	90	相談件数
イ 心の輪を広げる体験作文事業	/	355	/	203	/	131	応募点数
⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業							
県自立支援協議会地域移行支援部会	有	/	有	/	有	/	設置有無
保健所地域移行支援連絡協議会	2	36	9	148	9	150	出席者数
⑧ 特別促進事業							
ア 障害者福祉バス運営事業	/	909	/	2,076	/	3,600	利用者数
イ 知的障害者ボランティア活動促進事業	/	195	/	298	/	273	参加者数
ウ 身体障害者結婚相談支援事業	0	0	0	0	1	9	交流会開催数 R3～R4は中止
エ 盲人生活訓練事業	/	202	/	204	/	210	訓練受講者数

